

項 目	基 準
4. 合併、分割又は相続の認可	「公示基準」に適合するものであること。
5. 事業の休止及び廃止の届出	事業の全部を休止し、又は廃止する場合には、事業の一部休止又は廃止については事業計画の変更の手続きを行うこと。
6. その他	(1) 特定貨物自動車運送事業の事業計画等の変更の認可については、この処理方針を準用するものとする。 (2) 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の運輸開始をした時は、貨物自動車運送事業施行規則第44条の規定に基づき別途定める様式(例)により届出ること。 (3) 車両数について特例を認める事業については、業務の範囲等を限定する旨の条件を付すこととする。

附 則

- 1 「貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針」(平成6年10月1日付け九運公福第48号)は、廃止する。
- 2 本公示は、平成15年4月 1日より適用するものとする。
- 3 本公示は、平成19年3月12日より適用するものとする。
- 4 本公示は、平成25年8月8日より適用するものとする。